

議案第八十七号

港区立障害保健福祉センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年十一月二十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立障害保健福祉センター条例の一部を改正する条例

港区立障害保健福祉センター条例（平成九年港区条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第五条第二十六項」を「第五条第二十五項」に改め、同条第二号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改め、同条第五号中「第五条第十五項」を「第五条第十四項」に改める。

第八条第一項中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

付 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第三条第一号の改正規定（「第

五条第二十六項」を「第五条第二十五項」に改める部分に限る。）、第三条第二号及び第五号の改正規定並びに第八条第一項の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

（説明）

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の施行による障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。